

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第52号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年8月7日

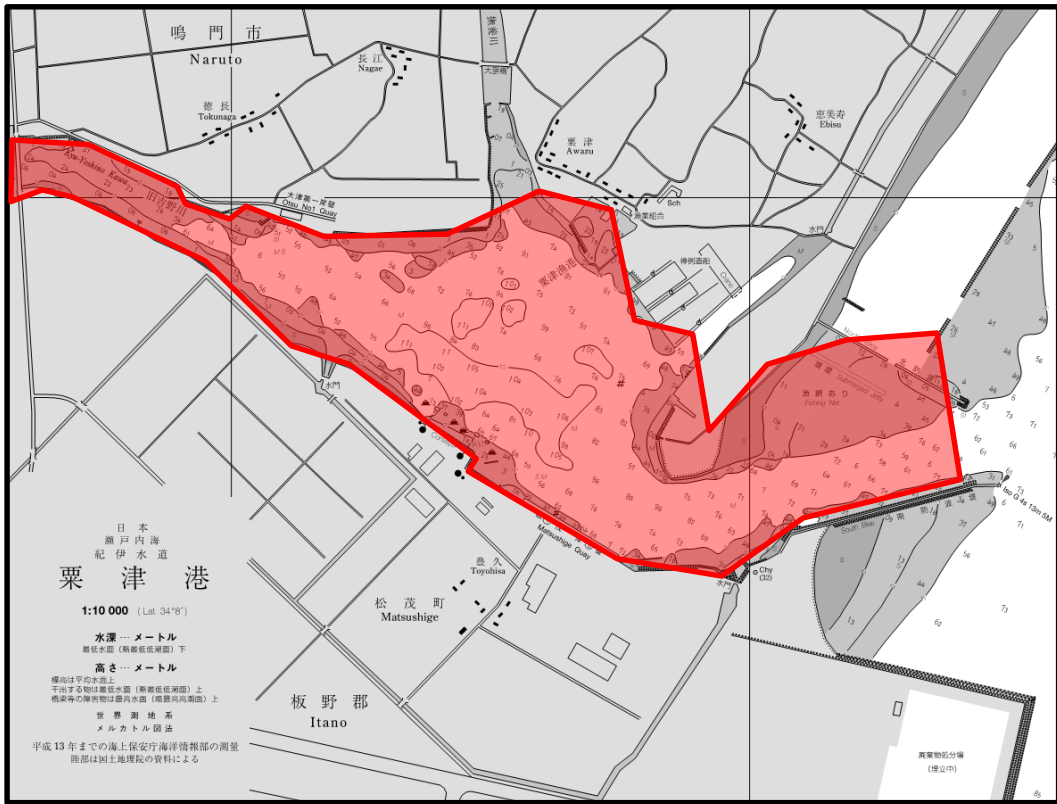
第五管区海上保安本部長


- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名 称 四国地方整備局徳島河川国道事務所
  - (2) 住 所 徳島市上吉野町3-35
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区 域 栗津港及び今切港（別添付図のとおり）
  - (2) 期 間 令和2年 9月 7日から  
令和2年11月30日まで（内20日間）
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSによる測位及び音響測深機による測深を実施する。
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。
  - (2) 五管区水路通報第32号（令和2年8月21日発行）



 : 測量区域

海上保安庁刊行 海図W1214



 : 測量区域

海上保安庁刊行 海図W1216